

裁判による共有物の分割 H21-01-4 «#352»

【問】正誤をつけよ。

A・B・Cが、持分を 6・2・2 の割合とする建物の共有をしている。裁判による共有物の分割では、Aに建物を取得させ、AからB・Cに対して適正価格で賠償させる方法によることは許されない。

【答え】誤り

«ポイント» 裁判による共有物の分割

- 1 共有物の分割について共有者間に協議が調わないときは、その分割を裁判所に請求することができる。
- 2 前項の場合において、**共有物の現物を分割**することができないとき、又は**分割**によってその価格を著しく減少させるおそれがあるときは、**裁判所は、その競売を命ずることができる。**（民法 258 条）。

※ 一定の場合には、**共有物を共有者のうちの 1 人の単独所有**又は数人の共有とし、これらの者から他の共有者に対して持分の価格を賠償させる方法（**価格賠償**）による分割をすることも許される。（最判平 8.10.31）